

設立完了（11月9日）

（1）登記簿謄本

【1】登記簿謄本の入手

補正日である今日 11 月 9 日までに何の連絡も無ければ会社設立は無事に終了していることとなります。登記簿謄本はこれまで説明したように税務署や都税事務所に提出する書類の 1 つですので、法務局に速やかに取りに行きます。

ちなみに、登記簿謄本と履歴事項全部証明書は同じもので、登記簿謄本はコンピュータ化されていない登記所で交付される謄本のこと、コンピュータ化されている登記所で交付される謄本を履歴事項全部証明書と言います。

【2】登記事項証明書交付申請書（補足資料その 2 3）

この申請書類は、法務省のホームページから入手出来ます。補足資料では請求通数を 5 通にしておきました。無料講座「社会保険関係の届出準備」編の社会保険加入時の社会保険事務所へは必ず原本 1 通を提出しますが、謄本の料金は 1 通 1,000 円と安くはありませんので、その他の税務署や都税事務所などコピーでも構わないところはコピーしたものを提出しましょう。諸官庁以外にも銀行や取引先に提出するなど以外に必要部数が多くなりますので 5 通くらいは取っておきましょう。

なお、1 通 1,000 円は登記所や郵便局で登記印紙を購入して、右側に貼ります（消印は不要です）。また、くれぐれも収入印紙ではありませんのでご注意ください。

(2) 印鑑証明書

【1】印鑑証明書の入手（補足資料その24）

この印鑑カード交付申請書と【2】の申請書とも法務省のHPから入手出来ます。印鑑カードが無いと印鑑証明書は取れないので、まず最初に交付申請します。無料講座「登記申請」編に説明した会社実印を押印して申請します。

次回からは、この印鑑カードさえあれば実印を持ち歩かなくとも、印鑑証明書の交付を受けることが出来ます。

【2】印鑑証明書交付申請書（補足資料その25）

上記【1】の印鑑カード交付申請書と一緒に記入して提出します。料金は1通につき500円で登記印紙を貼って納付します。印鑑証明書は次に説明する銀行口座開設の際に必要なになります。

(3) 預金口座の開設

預金口座開設にあたっては、どの金融機関で開設すべきか判断が難しい部分があります。都市銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合など各金融機関にはそれぞれ特徴がありますのでその特徴をよく理解してから開設するのが良いでしょう。

（口座開設時必要書類）

- ・ 登記簿謄本（登記事項証明書）
- ・ 定款のコピー
- ・ 会社の印鑑証明書とその印鑑（会社実印）
- ・ 銀行印として登録する予定の印鑑（会社実印とは別のものにした方が良いでしょう）
- ・ 社長個人の身分証明書

※必要書類は、各金融機関により異なりますので、事前に問い合わせるようにしましょう。